

# 公益社団法人京都市身体障害児者父母の会連合会定款

## 第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、公益社団法人京都市身体障害児者父母の会連合会(以下「本会」という)と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は主たる事務所を京都市に置く。

## 第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、京都市内の身体障害児者に関する事業を行い、福祉増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- ( 1 ) 身体障害児者のための事業
- ( 2 ) 身体障害児者の父母のための事業
- ( 3 ) 障害福祉サービス事業
- ( 4 ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく相談支援事業
- ( 5 ) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第 3 章 社員

(法人の構成員)

第 5 条 この法人に次の会員を置く。

- ( 1 ) 正会員 この法人の事業に賛同して入会した個人
- ( 2 ) 賛助会員 この法人の事業に賛同して入会した個人又は団体
- ( 3 ) 名誉会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で社員総会の議決をもって推薦されたもの

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(社員の資格の取得)

第 6 条 この法人の社員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをしなければならない。

(経費の負担)

第 7 条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎年、社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退社)

第 8 条 社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第 9 条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- ( 1 ) この定款その他の規則に違反したとき。
- ( 2 ) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- ( 3 ) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第 10 条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- ( 1 ) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- ( 2 ) 総社員が同意したとき。
- ( 3 ) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

## 第 4 章 社員総会

(構成)

第 11 条 社員総会は、すべての正社員をもって構成する。

(権限)

第 12 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- ( 1 ) 社員の除名
- ( 2 ) 理事及び監事の選任又は解任
- ( 3 ) 理事及び監事の報酬等の額
- ( 4 ) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- ( 5 ) 定款の変更

- ( 6 ) 解散及び残余財産の処分
- ( 7 ) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第 13 条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第 14 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。  
2 総正社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第 15 条 社員総会の議長は、当該社員総会において正社員の中から選出する。

(議 決 権)

第 16 条 社員総会における議決権は、正社員1名につき1個とする。

(決 議)

第 17 条 社員総会の決議は、総正社員の議決権の過半数を有する正社員が出席し、出席した当該正社員の議決権の過半数をもって行う。  
2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正社員の半数以上であって、総正社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- ( 1 ) 社員の除名
- ( 2 ) 監事の解任
- ( 3 ) 定款の変更
- ( 4 ) 解散
- ( 5 ) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 18 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び議事録署名人は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 5 章 役 員

(役員の設定)

第 19 条 この法人に、次の役員を置く。

- ( 1 ) 理 事 9名以上13名以内
- ( 2 ) 監 事 2名以内

2 理事のうち1名を会長、3名を副会長とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 20 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 21 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 会長及び副会長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 22 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 23 条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 24 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第 25 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

## 第 6 章 理事会

(構成)

第 26 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 27 条 理事会は、次の職務を行う。

- ( 1 ) この法人の業務執行の決定
- ( 2 ) 理事の職務の執行の監督
- ( 3 ) 会長及び副会長の選定及び解職

(招集)

第 28 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたときは又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 29 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 30 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 31 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 32 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 33 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- ( 1 ) 事業報告
- ( 2 ) 事業報告の附属明細書
- ( 3 ) 貸借対照表
- ( 4 ) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- ( 5 ) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- ( 6 ) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに定款を主たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- ( 1 ) 監査報告
- ( 2 ) 理事及び監事の名簿
- ( 3 ) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- ( 4 ) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類。

(公益目的取得財産残額の算定)

第 34 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

## 第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 35 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第 36 条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第 37 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 38 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 9 章 公告の方法

(公示の方法)

第 41 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は渡辺登志子とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第31条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

—以上—